

遺贈で、子どもたちへ、贈り物を。



本報では、18版の「贈り物添付」を、1月12日(火)18版に掲載。

遺贈寄付とは、亡くなったあとの財産を、
遺言書によって特定の個人や団体に寄付することです。

- 専門の相談員が、遺言書の書き方など遺贈寄付に関する相談や手続きを無料でサポートします。
- あなたの思いをかなえる遺贈寄付の活用先を提案します。
- 遺産の一部のみの寄付も、もちろん可能です。
- 手数料は一切無料です。あなたの大切な遺産をムダにしません。
- 資料請求いただいた方に、「自筆遺言書作成マニュアル」を無料でさしあげます。
- 日本財団は、遺贈の社会貢献活動への活用を進めています。（※優遇税制を受けられる公益財団法人です。）

日本財団 遺贈寄付サポートセンター

0120-152-174

い こ ん ぶ あ ん な し



ご質問・資料請求など、お気軽にお電話ください。 受付時間：平日9:00～17:00

日本財団 遺贈 